



福県医発第1048号(地)
平成18年 8月18日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武



療養病床に係る財産処分承認手続きの簡素化について

健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、医療施設等施設整備費補助金及び医療施設等施設整備資金貸付金における療養病床に係る財産処分の承認手続きの簡略化を図ることを目的とする通知が厚生労働省医政局長より都道府県衛生主管部（局）長宛に発出された旨、日本医師会より別紙のとおり連絡がありました。

本件は、財産処分を行う1ヶ月以上前に別紙様式により厚生労働大臣に報告があったものについては、原則として当該財産処分に係る補助金の返還を不要とするものです。

具体的には、①療養病床の整備を補助条件として整備された療養病床で一般病床への転用ないし療養病床を減ずる場合で、1床の病室面積を6.4㎡以上確保し、かつ機能訓練室、談話室、患者食堂及び浴室を設置していること、②療養病床について介護老人保健施設、軽費老人ホーム（ケアハウス）、有料老人ホーム（居室が原則個室で1人当たりの居室の床面積が概ね13㎡以上であること）、特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、生活支援ハウスに転用ないし他の社会福祉法人等へ無償譲渡する場合があります。

なお、財産処分の手続きの簡略化は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく第一期の医療費適正化計画が終了する平成25年3月31日までの措置となります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

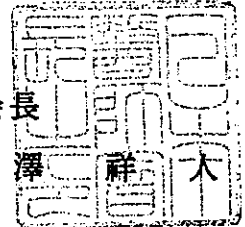
担当理事 蒲池 壽



都道府県医師会長 殿

日本医師会 会長

唐



療養病床に係る財産処分承認手続きの簡素化について

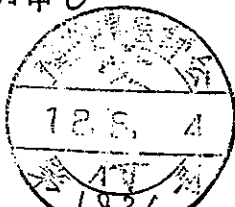
時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、先の国会で成立した健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、医療施設等施設整備費補助金及び医療施設等施設整備資金貸付金における療養病床に係る財産処分の承認手続きの簡略化を図ることを目的とする通知が厚生労働省医政局長より都道府県衛生主管部（局）長宛に通知されました。財産処分を行う 1 ヶ月以上前に別紙様式により厚生労働大臣に報告があったものについては、原則として当該財産処分に係る補助金の返還を不要とするものです。

具体的には、①療養病床の整備を補助条件として整備された療養病床で一般病床への転用ないし療養病床を減ずる場合で、1 床の病室面積を 6.4 m² 以上確保しかつ機能訓練室、談話室、患者食堂及び浴室を設置していること、②療養病床について介護老人保健施設、軽費老人ホーム（ケアハウス）、有料老人ホーム（居室が原則個室で 1 人当たりの居室の床面積が概ね 13 m² 以上であること）、特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、生活支援ハウスに転用ないし他の社会福祉法人等へ無償譲渡する場合は挙げられます。

なお、財産処分の手続きの簡略化は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく第一期の医療費適正化計画が終了する平成 25 年 3 月 31 日までの措置であることについても申し添えます。

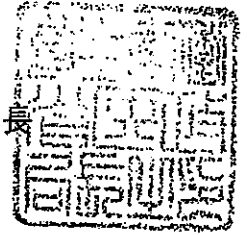
つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただきますとともに、管下会員等への周知方につきましてご高配賜りますようお願い申し上げます。



平成18年7月3日

各 都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局長



療養病床に係る財産処分承認手続きの簡素化について

医療施設等施設整備費補助金及び医療施設等施設整備資金貸付金（以下「補助金等」という。）における療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）の整備については、患者の療養環境の改善等を目的として行ったところである。

今般、医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するため、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「平成18年改正法」という。）が公布されたことに鑑み、療養病床に係る財産処分の承認手続きについて簡素化を図ることとし、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

なお、貴都道府県が行った補助事業（国の間接補助事業）についても、下記に定める報告手続きに従い行うこととしたので、貴管内の医療機関に対する周知及び適切な事務処理を行っていただくよう配慮願いたい。

また、本通知においては、老健局及び保険局においても了知しているところであるので、念のため申し添える。

記

- 1 補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する処分（以下「財産処分」という。）を行う際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定により、厚生労働大臣の承認が必要とされているところであるが、今般の療養病床をめぐる平成18年改正法に基づく財産処分に関しては、通常の財産処分と異なり、主として補助事業者等の都合によらないこと、また、引き続き患者の療養環境の改善等を図る必要があることから、以下の2に該当する財産処分であって、原則として財産処分を行う1か月以上前に別紙様式により厚生労働大臣に報告があったものについては、厚生労働大臣の承認があったものとして取り扱う（以下「報告手続」という。）こととし、この場合の当該財産処分に係る補助金相当額の国庫納付は不要とする。

ただし、報告手続による転用等を行った後については、国庫補助事業の完了時

から起算して厚生労働大臣が別に定める期間（「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成13年厚生労働省告示第239号）」をいう。）を経過するまでは、所要の手続きを経ることなく財産処分を行うことは認められず、既存施設の残存期間について処分制限が課されるものとする。

また、間接補助事業についても、都道府県知事は間接補助事業者に対し処分制限期間を経過するまで財産処分を制限する条件を付さなければならないものとする。

2 財産処分の手続きの簡素化の対象となる療養病床について

これまで、療養病床をはじめとした病床の整備については、患者の療養環境の改善等を図ることを第一の目的として行ってきたところであるが、平成18年改正法等の施行を踏まえ、簡素化の対象となる療養病床は財産処分の際に入院している患者がその状態に即した適切な施設等において必要な対応が図られる場合であって、次の財産処分を行う場合とする。

なお、財産処分の手続きの簡素化については、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく第一期の医療費適正化計画が終了する平成25年3月31日までに限る措置とする。

- (1) 療養病床（療養病床の整備を補助条件として整備された療養病床）について、病床の数を増加させることなくその全部若しくは一部について医療法第7条第2項第5号に定める一般病床に転用（取壊し後に新築又は増築する場合を含む。以下同じ。）する場合又は転用せずに療養病床の利用率等を踏まえて療養病床の数を減ずる場合であって、次の（ア）及び（イ）の条件を満たす場合。

(ア) 1床ごとの病室面積を6.4㎡以上を確保すること。

(イ) 引き続き、機能訓練室、談話室、患者食堂及び浴室を設置していること。

なお、上記について例示すると次のとおりであるが、病床を減ずる場合であっても、患者の療養環境を向上させるよう補助事業者において対応するものであること。

- ・療養病床100床を一般病床100床
- ・ " を一般病床50床及び療養病床50床
- ・ " を一般病床40床及び療養病床40床
- ・ " を療養病床90床

- (2) 療養病床（療養病床を補助条件としているか否かにかかわらず整備された療養病床）について、その全部又は一部を次の（ア）から（キ）までの施設に転用又は、次の施設として使用することを条件として他の社会福祉

法人等へ無償譲渡する場合。

- (ア) 介護老人保健施設
- (イ) 軽費老人ホーム（ケアハウス）
- (ウ) 有料老人ホーム（居室は原則個室とし、1人当たりの居室の床面積が概ね13㎡以上であるものに限る。）
- (エ) 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
- (オ) 認知症高齢者グループホーム
- (カ) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (キ) 生活支援ハウス

- (3) (1)又は(2)において財産処分の簡素化の対象となった施設において、再度療養病床や介護老人保健施設等他の施設に転用する場合は、個別に協議が必要となるので、念のため申し添える。

(参考)

- 1) 「療養病床の整備を補助条件として整備された療養病床」とは医療施設近代化施設整備事業で次により整備された療養病床をいう。

- ア) 病院の改修（一部増築を含む。）により整備された療養病床
- イ) 診療所の改修等（新規開設を除く。）により整備された療養病床
- ウ) 介護基盤整備促進事業（平成16年度廃止）により整備された療養病床

- 2) 「療養病床を補助条件としているか否かに拘わらず整備された療養病床」とは次により整備された療養病床をいう。

- ア) 医療施設近代化施設整備事業により老朽化した病院等の新築、増改築又は改修により整備された療養病床
- イ) その他の整備事業で整備された療養病床

3 2 以外の方法による財産処分の取り扱いについて

上記2 以外による財産処分の取り扱いについては、従前のおり補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、あらかじめ厚生労働大臣の承認が必要である。

別紙様式

番
平成 年 月 号
日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名 印

医療施設等施設整備費補助金^{*}の交付を受けて取得した財産の処分報告書

医療施設等施設整備費補助金^{*}の交付を受けて取得した財産について、下記のとおり財産処分を行うので平成18年7月3日医政発第0703018号厚生労働省医政局長通知「療養病床に係る財産処分承認手続きの簡素化について」に基づき、関係書類を添えて報告する。

記

1 処分施設の概要

補助事業名	補助事業者名	施設名	設置主体 (経営主体)	補助施設の所在地
			()	

国庫補助金額 (補助対象面積)	総事業費 (総面積)	国庫補助 年 度	建物構造	処分制限 期 間	経過年数 (~)
円 (m ²)	円 (m ²)	年度		年	(~ 年)

2 処分の内容

処分区分	処分後の施設 設置主体 (経営主体)	処分する療養病床数 (処分面積)	処分後の施設 定員等 (面積)	処 分 の 詳 細	処分予定 年 月 日
	()	床 (m ²)	床 (m ²)		

3 添付資料

- ・ 財産処分対象施設の概要と図面（補助対象部分、面積を明記したもの）
- ・ 転用後の施設、取り壊した後に新築、増築された新施設の概要と図面（対象部分、面積を明記したもの）
- ・ 交付額確定通知書の写し（交付額を確認できる書類）
- ・ その他参考となる資料

(記入要領)

1 標題及び本文中の補助金等の名称は、財産処分を行おうとしている施設に対して交付された補助金等の名称を記載すること。

2 処分の内容

(1)「建物構造」欄：鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造等建物の構造について記入すること。

(2)「処分区分」欄：療養病床から一般病床への転用、転用、取り壊し、無償譲渡の別を記入する。

(3)「処分後の設置主体（経営主体）」欄：無償譲渡により設置主体が変わった時のみ記入する。

(4)「処分の詳細」欄：財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例 ○○施設を□□施設に転用

○○施設の一部を□□施設に転用

○○施設を取り壊し、□□施設を新築

なお、転用後の施設、取り壊し後の新施設の入所等の定員数を必ず記入すること。

3 添付書類

間接補助事業については、施設等の設置主体からの財産処分報告書等の写しを添付すること。

その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容を補足すること。